

盛土規制法に基づく規制区域（案）について

1 要旨・目的

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大雨に伴う大規模な土石流災害等を契機に、盛土等による災害に対し、国民の生命・身体を守る観点から、土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等特定盛土等規制法」（以下、盛土規制法という。）が、令和5年5月26日に施行されました。

この度、久留米市では盛土規制法に基づく規制区域を指定するための基礎調査を実施し、規制区域（案）を作成しました。

2 意見募集の内容

1) 規制区域（案）

盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く規制区域に指定することが重要であり、久留米市全域を、各規制区域の対象とします。

右図イメージのとおり、盛土等の崩壊により人家等に被害を及ぼしうるエリアとして、「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」の2つの区域に指定します。

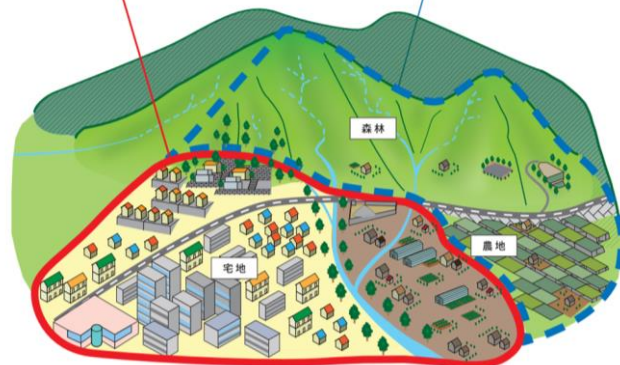
なお、調査は国土交通省が示した方針及び基礎調査実施要領に基づき実施しました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域のイメージ 出典：国パンフレットより引用

2) 規制区域の指定予定日

令和8年4月1日の指定を予定しています。

3) 許可・届出対象となる基準の緩和

規制区域内において、以下の行為を行う場合は、盛土規制法に基づく許可又は届出が必要となります。表赤枠（⑤、⑦）では、盛土規制法において、盛土等の高さ（地盤面との標高差）が「30cm」を超え、面積が500㎡もしくは3000㎡を超える場合が、許可又は届出の対象となります。

久留米市では地域の特性に応じ、この高さを「1m」として新たに規定（緩和）する予定です。

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

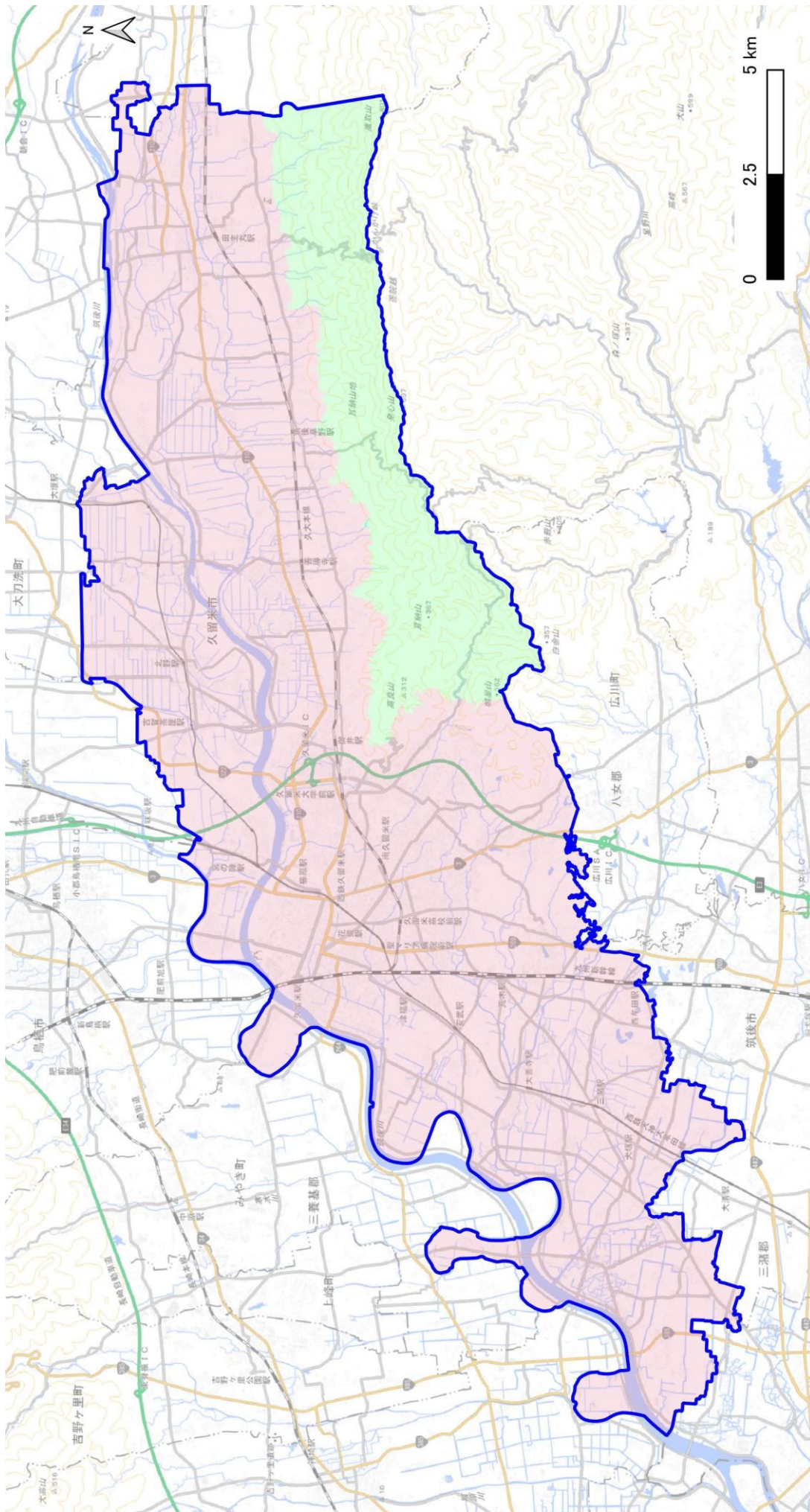
<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

出典：国パンフレットより引用

規制区域（案）



赤色系：宅地造成等工事規制区域

緑色系：特定盛土等規制区域

※市ホームページで詳細図をご覧ください。